

○熱海市立澤田政廣記念美術館条例施行規則

平成24年12月20日

教育委員会規則第4号

改正 平成27年3月13日教委規則第1号

令和4年3月17日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市立澤田政廣記念美術館条例（昭和62年熱海市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館料の減免)

第2条 条例第10条の規定による入館料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 幼稚園又は小学校の教育課程に基づく教育活動（これらに準ずるものを含む。）として入館する幼児又は児童を引率する者が常設展示に入館する場合 入館料の全額
- (2) その他教育委員会が特別に認める場合 教育委員会が別に定める額

(平27教委規則1・一部改正、令4教委規則1・旧第3条繰上・一部改正)

(特別観覧)

第3条 条例第12条の規定により澤田政廣の作品及び美術コレクション（以下「記念美術館資料」という。）の特別観覧をしようとする者は、特別観覧許可申請書（様式第1号）を熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 特別観覧をしようとする者が、条例第14条第1項の規定により寄託された記念美術館資料を模写若しくは撮影し、若しくはそれらを印刷物へ掲載し、又はこれを販売しようとするときは、寄託した者が承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

(令4教委規則1・旧第4条繰上・一部改正)

(遵守事項)

第4条 記念美術館に入館しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、附属設備、備品、記念美術館資料等を損傷しないこと。
- (2) 許可を受けずに募金若しくは物品の販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、記念美術館の管理上必要な指示に従うこと。

(令4教委規則1・旧第5条繰上)

(記念美術館資料等の寄贈等)

第5条 条例第14条第1項の規定により記念美術館に記念美術館資料等の寄贈をしようとする者は、目録を添えて教育委員会に申し出るものとする。

2 条例第14条第1項の規定により記念美術館に記念美術館資料等の寄託をしようとする者は、記念美術館資料等寄託申込書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による寄託を受けたときは受託証を交付するものとし、寄託を受けた記念美術館資料等を返還するときは受託証と引き換えに行うものとする。

(令4教委規則1・旧第6条繰上・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

(令4教委規則1・旧第7条繰上)

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に廃止前の熱海市立澤田政廣記念美術館条例施行規則(平成14年熱海市規則第9号)の規定により市長に対して行っている承認の申請その他の行為については、この規則の相当規定により熱海市教育委員会に対して行った承認の申請その他の行為とみなす。

附 則(平成27年教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(熱海市立澤田政廣記念美術館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の熱海市立澤田政廣記念美術館条例施行規則の様式により提出されている申請書等は、同条の規定による改正後の熱海市立澤田政廣記念美術館条例施行規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

様式第1号（第3条関係）

<p>特別観覧許可申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>熱海市教育委員会 あて</p>	
<p>住 所（法人その他の団体にあつては、 その主たる事務所の所在地）</p>	
<p>申請者</p>	
<p>氏 名（法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名）</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>熱海市立澤田政廣記念美術館条例第12条第1項の規定により、特別観覧の許可を受けたいので申請します。</p>	
観覧期間	年 月 日から 年 月 日まで
観覧目的	
観覧の方法	
その他	

様式第2号（第5条関係）

記念美術館資料等寄託申込書	
年 月 日	
熱海市教育委員会 あて	
住所（法人その他の団体にあつては、 その主たる事務所の所在地）	
申込者	
氏 名（法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
熱海市立澤田政廣記念美術館条例第14条第1項の規定により、記念美術館に記念美術館資料等を寄託したいので申し込みます。	
寄託資料等	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
寄託理由	
その他	

様式第1号（第3条関係）

（令4教委規則1・旧様式第2号繰上・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（令4教委規則1・旧様式第3号繰上・一部改正）